資料1－2

議題１　在宅高齢者訪問理美容サービス事業について（名古屋市提出）

市名	回答		
	２ 警察署に対する道路上への駐車許可申請について		３ 在宅高齢者訪問理美容サービス事業全体の課題や工夫
	（1）証明書の発行件数	（2）手続き方法についての課題等	（1）課題や工夫している点
名古屋市	3件	証明書の発行には市への申請手続きが必要であり、郵送でやりとりを行う場合、理美容店の手元に届くまで一週間程度時間がかかる場合があり、手続きの簡略化が課題となっています。	
豊橋市			
岡崎市	Ｒ３に１件	現時点での課題はありません	理容組合に加盟していない店舗の参入を検討
一宮市	0件	特になし	利用者負担額の見直しを検討
瀬戸市	無し	無し	サービス利用券の混在を防ぐため、年度ごとに利用券の色を変えている。
半田市	発行なし。	発行なし。	対象者要件が厳しいことなどから利用者が固定化しており、年々利用者が減少している。ケアマネジャーへ周知をすることで新規利用者の増加を図っている。
春日井市	0件	現在のところなし。	個別契約の理美容店が増えているため、事務負担が大きくなっている。
豊川市	0件。	駐車許可の申請が可能な道路であるか、事前に愛知県警のホームページで確認する必要がある。道路上での駐車が必要となる度に申請の手続きが必要となるため、理容店側の負担が大きい。	理容店のスタッフの高齢化が進んでおり、訪問の対応が不可となる店舗が年々増加している。家族で散髪を済ませている、等の理由で利用率が低い。
津島市			
碧南市	0件	特になし	特になし
刈谷市			
豊田市	なし	―	（課題）市域が広いため、中山間地域等は利用できるお店が限られてしまう
安城市	無し	無し	理容組合との契約のため、組合に未加入の理容店の利用ができないことが課題。
西尾市			
蒲郡市			
犬山市	0件	なし	年度末に自動更新としているが、長期間利用のない方や心身の状態が回復する方が居るため、更新方法が課題である。
常滑市	0件	手続きの実績なしのため不明	ケアマネジャー等の聞き取りによって市が設けている判断項目に該当しなくてもサービスの利用を認めるケースがある。
江南市	実績なし	実績なし	当市では、在宅高齢者福祉施策として、訪問理髪のほか、おむつ券の助成や、介護慰労金の支給などを行っています。事務量が多く煩雑であり、対象者が重複していることなどから、今後の課題として、事業の整理や統合が必要であると認識しています。
小牧市	0件	特になし	特になし
稲沢市	0件	特になし	業者選定方法について他市の状況をお聞かせいただきたい。 当市は複数業者から単価見積を徴取し、最低価格を単価とし、最低価格で受託可とした業者と複数契約している。
新城市			
東海市			
大府市	０件	年度末に説明をした際、都度の申請は負担が大きいと理美容組合代表者から言われた。管轄警察署の担当者と話し、ある程度まとめて申請できる旨了承を得たので伝えたが、現時点で証明書発行申請は０件である。理由を尋ねると警察署への提出物が多すぎるため申請していないとのことだった。	美容の実施事業者が高齢化等に伴い減っている。事業利用者からの細かな時間指定や訪問先の状況などで苦労されているとのことで、実施事業者の善意に頼っている面も否めない。適正な実施事業者の収入額を検討することが喫緊の課題と感じている。

資料1－2

議題１　在宅高齢者訪問理美容サービス事業について（名古屋市提出）

市名	回答		
	２ 警察署に対する道路上への駐車許可申請について		３ 在宅高齢者訪問理美容サービス事業全体の課題や工夫
	（1）証明書の発行件数	（2）手続き方法についての課題等	（1）課題や工夫している点
知　多　市	０件（証明書の発行を行っていない）		市内の理髪組合と契約し、組合に加入している理髪店と事業を実施しているが、理髪店経営者の高齢化と組合加入店の減少により、事業を実施する理髪店が年々減少している。
知　立　市	実施していない		
尾 張 旭 市	0件	尾張旭市で要領を制定したものの、理美容店側の事務量が多く、内容も複雑である。理美容店側からは一度申請をするだけで、しばらくの間路上駐車ができるようにしてほしいとの意見有。	在宅での出張調髪サービスであり、1回あたりの市負担額の中には交通費（移動費）も含まれているにもかかわらず、店舗でのサービスを案内している理容店が存在している。対象となり得る要介護３のかたの中には自力や家族の力を借りて店舗にいくことができるかたもいるが、実際は対象外となるが利用者や理容店にはその意識が低く、理解が得られない。来年度事業の見直しが必要である。
高　浜　市			
岩　倉　市	0件	特になし	理容組合、美容組合に加入している事業者に優先的に担当していただいているが、組合を脱退する事業者も多く、担い手が不足している。
豊　明　市	なし		美容院との契約について検討が必要と考えている。
日　進　市	0件		
田　原　市	駐車場許可申請手続きを実施していない。	ー	課題　助成券交付枚数に対しての利用率が50％から60％であること。 工夫　実施事業者について理美容組合との一括契約から個別契約に変更した。
愛　西　市			
清　須　市			
北名古屋市	なし		利用者負担額が発生しても年間利用可能回数を増やすべきか、利用可能回数、利用者負担額について見直す必要がある。
弥　富　市			
みよし市			
あ　ま　市			
長 久 手 市	0件	理美容業者が利用者宅へ訪問する毎に警察署への許可の申請が必要であること、自治体が発行する証明書に公印が必要で手続きに時間を要すること	令和３年度までは１回上限3,000円を年４回まで助成し、助成金の支払いは、利用者が理美容代金を立て替え、後日市から利用者へ助成相当額を支払っていたが、令和４年度から、年度毎に助成額（12,000円）分の金券（額面1,000円分を12枚）を利用者へ配付し、金券を使用して理美容業者へ支払う方法に変更した。